

令和4年7月26日

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長

保育第2課長

運営管理課長

子育て推進部幼児教育担当課長

保育対策課長

## 保育所等における濃厚接触者の特定・臨時休園の取扱い等の見直しについて

日頃から、本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、厚生労働省より発出された「B1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年7月22日一部改正）（以下「厚労省通知」という。）」を踏まえ、本市の保育所等における濃厚接触者の特定・臨時休園の取扱い等について次のとおり見直しすることとしました。

### 1 濃厚接触者の特定について

#### (1) 施設内で陽性者が判明した場合

- 施設内で陽性者が判明した場合については、**濃厚接触者の特定は行わない**こととします。
- ただし、陽性となっていない場合においても、十分な体調管理や感染防止対策を徹底してください。

#### (2) 同一世帯内で感染者が発生した場合

- 同一世帯内で感染者が発生した場合は、在園児は濃厚接触者となるため、登園停止となります。
- この場合は、厚労省通知のとおり、濃厚接触者の登園停止期間について、原則7日間から5日間へ変更となります。ただし、7日間が経過するまでは、検温等の健康状態の確認や、感染防止対策を徹底してください。

### 2 臨時休園の取扱いについて

- 濃厚接触者の特定を行わないことから、原則、臨時休園は行いませんが、陽性者及び1（2）に該当する方は登園停止となります。
- ただし、事業所等の中で同時に5名以上の集団感染（クラスター）が発生した場合や、施設の職員が陽性となり、複数名出勤できないことにより保育の提供が困難な場合に限り、本市と施設が協議の上、一部又は全部休園とします。

### 3 保育料等の還付の取扱いについて

- 従来と変更ありません。

### 4 適用開始日

令和4年7月26日（火）より

ただし、既に濃厚接触者の特定や臨時休園を行っている場合は、適用開始日以降は、これによる取扱いへの変更を可とします。

## 5 その他

- 全国的に感染者が急増していることから、保護者の皆様におかれましては、お子様に体調の変化がある場合は、保育所等をお休みするとともに、必要に応じて医療機関を受診するなど、引き続き、十分な体調管理や感染防止対策に御協力いただきますようお願いいたします。
- 川崎市HPにおいて、本通知のほか、FAQ等を掲載していますので、合わせて御確認ください。

川崎市HP「新型コロナウイルス感染症対策に係る保育所等の対応について」は、こちらから御確認ください。



### 【問合せ先】

(園児が陽性又は濃厚接触者となった場合について)

在園する施設へ速やかに連絡をお願いいたします。

(認可保育所に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

(地域型保育事業、川崎認定保育園、おなかま保育室、その他認可外保育施設に関すること、及び川崎認定保育園、おなかま保育室の保育料に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

(公立保育所に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

(認定子ども園に関すること)

川崎市子ども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179

(保育料の徴収・還付に関すること) ※認可外保育施設を除く

川崎市子ども未来局子育て推進部保育対策課

電話 044-200-3727